

街の不動産トラブルを解決する

53 調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解決手に至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声を紹介します。

民泊でのトラブル

私の関わったトラブル事例を紹介させていただきます。以前、自ら10部屋の特区民泊を運営管理した経験の中、騒音・ゴミ・インバウンド民泊に対する偏見による既存居住者とのトラブルがありました。特に騒音トラブルに関して、民泊の宿泊者が発生させるものだけでなく、チェック

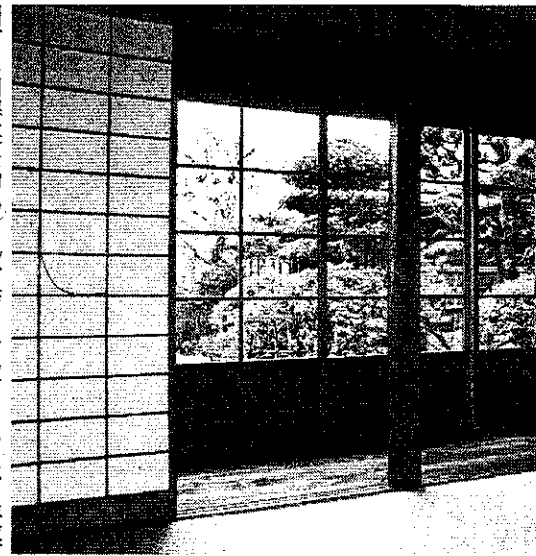


荒木隆氏

アウト後の室内清掃時などの騒音も苦情の対象となり、大変苦労した経験があります。そのような背景もあり、また行政書士法人のスタッフとして活動する中で民泊許可申請業務を取り扱う場面が増え、トラブルが発生した際に自社のクライアント側の意見を一方的に主張しても解決に至らないケースを多く経験したため、調停人候補者となることを決めました。

ADRという紛争解決の仕組みについては、長い事業経験（不動産賃貸業）の中で何回か訴訟事件を経験しており、いわゆる判決に至らず裁

判官に和解案を勧められ、結局をしていると、経験値から判局和解で終結断できる、事後に発生しそつする事が多なトラブルが分かってきまかった。それなら最初から訴訟などせず、お互い譲りあえばいい。もちろんトラブルが発生し歩して話し合てからの対処も大切ですが、いによる解決をあえて「トラブルが発生しないように事前の準備」を整え合理的であるるに当たっても、調停人という資格が生きていると考えております。言葉が変ですが、あえて「調停に至らないため



民泊関連の業務経験が、調停人候補者になるきっかけに（写真はイメージ）

【調停人候補者】

荒木隆氏

アトラス行政書士法人（兵庫県西宮市）

ADRという紛争解決の仕組みについては、長い事業経験（不動産賃貸業）の中で何回か訴訟事件を経験しており、いわゆる判決に至らず裁

ADRという紛争解決の仕組みについては、長い事業経験（不動産賃貸業）の中で何回か訴訟事件を経験しており、いわゆる判決に至らず裁

資格が生きる

あえて「調停に至らないため

の調停人」としての業務が本

当に大切であると思えます。

（行政書士法人補助者・民泊

適正管理主任者・甲種防火管